

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年8月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200012号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200030号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年6月1日、喪失年月日を平成29年5月1日に訂正し、平成28年6月から平成29年4月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

平成28年6月1日から平成29年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年6月1日から平成29年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年6月1日から平成29年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年6月から平成29年4月までの標準報酬月額を9万8,000円から34万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年6月1日から平成29年5月1日まで

平成12年3月にA社に入社し、平成25年6月から厚生年金に加入した。請求期間においても給与から厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録によると国民年金の未納期間となっている。前回、同社の事業主が届出を行うことで合意したため訂正請求を取り下げたが、現在に至るまで手続が行われていないため、今回あらためて訂正請求を行うこととした。給与明細表を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者に係る雇用保険被保険者記録、請求者から提出された給与明細表、B信用金庫及び

C銀行の預金通帳、関連事業所の事業主の陳述、複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に在籍し、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主から届出されるべき報酬月額が確認できる場合は、当該報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成28年6月1日から平成29年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細表により確認できる厚生年金保険料控除額から9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成28年6月から平成29年4月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、平成28年6月から平成29年4月までの期間において、仮に、事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成28年6月1日から平成29年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 日本年金機構の回答、請求者から提出された給与明細表、B信用金庫及びC銀行の預金通帳等から判断すると、事業主から届け出られるべき請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は34万円であることが認められることから、請求者のA社における平成28年6月から平成29年4月までの標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

なお、平成28年6月から平成29年4月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200018号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200029号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成8年6月1日から平成10年2月28日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年6月から同年9月までの標準報酬月額については38万円、同年10月から平成10年1月までの標準報酬月額については36万円とする。

平成8年6月から平成10年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年6月から平成10年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成8年10月1日から平成10年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月から平成9年12月までの標準報酬月額を36万円から41万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年6月1日から平成10年2月28日まで

A社における請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、その前の標準報酬月額より低い額になっているが、給料が下がった記憶はなく、保険料もそれまでと変わらない額が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出された給料明細書、雇用保険被保険者離職票-2、預金通帳及び普通預金元帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及

び請求者の請求期間に係る標準報酬月額の変定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成8年6月から平成9年9月までについては28万円、同年10月から平成10年1月までについては30万円）を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額若しくは請求者の報酬月額又は厚生年金保険料額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成8年6月から平成10年1月までの標準報酬月額については、上記資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額又は本来の報酬月額から、平成8年6月から同年9月までは38万円、同年10月から平成10年1月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の請求内容どおりの届出を行ったか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも資料がなく返答できないとしているが、平成8年6月から平成10年1月までの期間について、給料明細書等の資料において確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成8年6月1日から平成10年2月28日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成8年10月1日から平成10年1月1日までの期間について、給料明細書により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は41万円であり、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

したがって、平成8年10月から平成9年12月までの標準報酬月額については、給料明細書により確認できる本来の報酬月額から、41万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額36万円を除く。）は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2200048 号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2200031 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成23年8月10日は17万5,000円、平成26年12月16日は18万5,000円に訂正することが必要である。

平成23年8月10日及び平成26年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年8月10日及び平成26年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和61年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年12月16日

② 平成23年8月10日

③ 平成26年12月16日

請求期間における厚生年金保険の標準賞与額の記録がないが、当該期間においても賞与を支給されていた。保管していた賞与明細書を提出するので請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②及び③について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間②は標準賞与額17万5,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料額より高い厚生年金保険料を、請求期間③は標準賞与額18万5,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、それぞれ事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額を、賞与明細書において確認できる賞与支給額から、請求期間②は17万5,000円、請求期間③は18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年8月10日及び平成26年12月16日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、請求者から提出された明細書により、請求者が請求期間①にA社から3万円を支給されたことが確認できる。

しかしながら、上記明細書によると、請求者に支給された3万円は賞与に係る評価期間を満たさないために支給された慰労金である旨の記載があり、事業主から当該慰労金の具体的な内容等について回答を得ることができない。

また、厚生年金特例法第1条第1項には、事業主が被保険者の負担すべき保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず事業主が当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合、被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定を行うものとする旨規定されているところ、上記明細書によると、当該慰労金から厚生年金保険料は控除されていない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。